

令和 8 年 度 事 業 計 画

§ 1 令和 8 年度の事業運営に関する基本的な考え方

令和 7 年の高岡市内の各観光施設への入込状況は、令和 6 年と比較して概ね同水準から、施設によっては 30%以上の増加を見ているものもある。令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が「5 類感染症」位置付けられて以降、市内の各観光施設への入込客数は着実に回復しており、令和 7 年時点では、感染症影響前の入込数に回復し、さらにこれを上回っている状況と言える。

これには、令和 6 年秋の北陸デスティネーションキャンペーンによるプロモーション効果に加え、令和 7 年初の「ニューヨーク・タイムズ紙『2025 年に行くべき 52 カ所』」で富山が選出されたことによる波及効果もあると考えられる。

協会では、令和 8 年度も引き続き入込数の伸びにつながるよう、一昨年度にリニューアルした観光ポータルサイト「高岡観光ナビ」での情報発信を着実に行之、加えて各種メディアでの情報発信、出向による観光宣伝や旅行会社へのプロモーション活動を実施していくものとする。

一方、能登半島地震からの復興はいまだその途上にある。令和 7 年の団体旅行助成制度の運用実績を見ると、能登方面への団体旅行の実績が未だ現れてきていない。高岡市においても被災の大きい地域の復興は最優先課題として尽力することとされている。今後、復興の状況もしっかり注視し、能登を含めた広域的な旅行需要の状況も見ながら、団体旅行の助成制度などによる誘客の推進に努めていく。

インバウンドに目を向けると、日本政府観光局の統計では、令和 7 年の訪日外客数は 42,683 千人で、令和 6 年の 36,870 千人から約 15%の増加となっている。一方、高岡市内 2 か所の観光案内所（高岡駅・新高岡駅）での令和 7 年の外国人対応数は 8,746 人で、令和 6 年の 6,043 人との対比で 145%となる。これは日本全体での訪日客数の伸びを大きく上回っている。中国、台湾などの東アジアからの来訪対応が多いのはもちろんで、欧米、さらにはタイ、インドネシア、シンガポールなど東南アジア各国からの来訪の伸びも顕著である。

協会では、これまで実施してきた台湾からの誘客を主体としながら、県内外の自治体・観光協会と連携してインバウンドの誘致に努めていく。特に、インバウンドに向けた体験型商品は令和 7 年度に販売実績が現れてきたところであり、引き続き重点的なプロモーションに努めていく。

このほか、高岡市においては高岡古城公園・高岡城跡の磨き上げ、魅力発信を重点的に進めることとされている。協会では、これまで「桜まつり」として、開花時期にぼんぼり飾り等を行ってきており、この状況を踏まえた、関連事業を担当し、展開していく。

§ 2 各事業の実施計画

I 公益目的事業

1 観光プロモーション事業

観光ポータルサイト「高岡観光ナビ」を主体に、映像や旅行雑誌等の多様なメディアを活用して高岡市の観光情報の発信を図っていく。

また、出向宣伝や、旅行会社を訪問しての観光素材紹介等のプロモーション活動を実施していく。実施に際しては関係団体との連携により効果的な実施を図る。

(1) 旅行会社へのセールスプロモーション

大都市圏を中心とした旅行会社を訪問し、高岡市の観光素材に関する情報を提供し、またPRを行うことで、高岡市の観光を組み込んだ旅行商品、ツアー造成の促進を図る。

また、旅行会社のツアー造成担当者を高岡市に招いて、食やものづくり等を体験する機会を設けて、高岡市の魅力を実体験してもらうことで、旅行商品化を促進する。

(2) 出向宣伝による観光プロモーション

三大都市圏を中心に出向宣伝を行い、高岡市の知名度アップを図り、観光地としての魅力を発信する。実施にあたっては、観光協会が主体となって実施するほか、関係団体との連携を図ることで、より多くの出向宣伝の機会を設けるように努めていく。

(3) 観光情報の発信

高岡市観光ポータルサイト「高岡観光ナビ」による情報発信を行う。また、旅行雑誌、映像メディア等も活用して、多面的に観光情報の発信に努めていく。

① 観光ポータルサイトによる情報発信

観光ポータルサイト「高岡観光ナビ」を情報発信の主体として、内容の充実と適切な管理更新に努め、適時な観光情報を発信していく。中でも「地元ライター」による情報発信は、市民の視点からの情報発信であり、テーマやストーリーを持つものであることから、引き続き重点的に進めていく。

また、Facebook、X、InstagramなどのSNSを、「高岡観光ナビ」と連携させながら、情報発信ツールとして活用していく。

飲食店情報については、協会の食事クーポン「高岡彩食(さいじき)」事業とも関連させて、高岡の地域情報サイト「まいぷれ高岡」とのリンクによって、発信していく。

② 多様なメディアの活用

旅行雑誌や新聞広告、映像メディアなどの多様なメディアによる観光情報の発信に努めていく。

また、旅行雑誌の出版関係者等を高岡市に招聘する事業を実施し、記事への取り上げを促進していく。

③ 観光PR動画の制作

令和7年度に引き続き、高岡市の観光に関する動画を制作する。動画は、原則自由利用とし、多様な関係者に情報発信に活用されることで、幅広く高岡市の観光PR、情報発信にな

ることを目指すものとする。

(4) 高岡フィルムコミッション事業【一部新規・臨時的事業】

映画やテレビ番組等への高岡市の映像露出を促進することで、観光に資するものとなるよう、富山県ロケーションオフィスとも連携を図りながら、市内での映画撮影等に関連する手続き等のサービスを可能な範囲で提供していく。

なお、令和8年に高岡市内のロケ予定のある映画について、当該ロケ地の環境整備の必要が生じている。補助制度活用等の枠組み上、協会が整備主体となってこれを実施する。

(5) その他観光プロモーション関係事業（観光大使事業）

高岡市の観光PRに協力していただく観光大使（高岡万葉大使）を委嘱し、派遣・活動に係る連絡調整などの事務を取り行う。

2 誘客促進事業

高岡市への団体旅行等の誘致促進を図るため、助成制度を設けて運用することで、直接的な高岡市への誘客を促進していく。

旅行事業者に対しては、新高岡駅を利用し、また市内滞在による消費拡大等が見込まれるツアーの造成に対する助成制度を引き続き運用し、団体旅行の誘客を促進していく。また、県内及び隣接地域の旅行事業者が企画する着地型の旅行商品の造成促進の助成制度を運用する。

コンベンション開催に関しては引き続き誘致を図っていくものとし、助成制度を運用していく。

(1) 団体旅行の誘致促進

県外からのツアーを企画し、催行した旅行会社に助成することで、市内観光客の増加を図る。

○対象ツアーの条件 10名以上のツアーであること／新高岡駅を利用すること／市内の飲食又は土産物施設を利用すること

(2) 旅行事業者による着地型旅行商品造成の促進

富山県、石川県、福井県、岐阜県飛騨地域内に事業所を有する旅行事業者が企画、催行する募集型の旅行商品で、次の条件を満たすものについて、実施に必要な経費（印刷費用や広告費等）の一部を助成することで、着地型旅行商品の開発促進を図る。

○対象旅行商品 原則新規企画であること／高岡の歴史又は伝統産業に関連すること／市内飲食、土産物その他の有料施設を利用すること

(3) コンベンション誘致及び支援による誘客【一部見直し】

富山コンベンションビューロー等と連携して、コンベンションの誘致を進める。また、コンベンションの主催者に対しては、コンベンション開催に対する助成を行う。

なお、助成制度について、制度利用者が利用しやすいものとするよう、一部見直しを図る。

○補助対象メニュー 宿泊補助／会場使用料補助／シャトルバス運行補助

(4) その他の各方面からの観光誘客

修学旅行等の教育旅行について、富山県、とやま観光推進機構等による商談会等を通じて情報の提供を進め、誘致を図る。

また、富山伏木港へのクルーズ船の入港にあたっては、観光ボランティア団体などと協力して、観光客の受け入れについて対応を図る。

(5) 旅行商品による誘客促進 〈収益目的事業に記載〉

3 外国人観光客の誘致促進事業

インバウンドについては、日本全体での訪日客数の伸びを上回る観光案内所での外国人対応件数が見られており、高岡市への外国人来訪者の増加が顕著である。

令和6年度に商品開発を図った高付加価値のものづくり体験の旅行商品「高岡雅美（みやび）プレミアム」は、令和7年度のプロモーションによりインバウンド客の利用実績につながっており、引き続き重点的にプロモーションを進める。

また、岐阜県郡上市との連携による誘致協議会での台湾を中心としたインバウンドの誘致に努める。また、令和7年度に氷見市及び射水市と連携して実施した台湾国際旅遊博への出展の実績を受けて、引き続き連携して、台湾からの旅行誘致を推進していく。

(1) 外国人観光客の誘客事業

① 高岡・郡上外国人観光客誘致協議会

岐阜県郡上市とで設置している外国人観光客誘致協議会で、台湾での旅行会社に対するセールス事業を実施する。

② その他各種関係団体との連携

富山県、とやま観光推進機構、富山県西部地区観光協議会、とやま観光発信会等の関係団体が実施する外国人誘客に関する事業への支援、協力をを行い、また、連携して外国人観光客の誘客を推進する。

(2) インバウンド向け旅行商品のプロモーション【拡充】

インバウンド向けを想定した体験型商品「高岡雅美プレミアム」の販売の拡充を図るためのプロモーションを引き続き推進していく。

特に令和8年度は、金沢市ほか近隣市に立地するホテルのコンシェルジュサービスのスタッフを通じて「高岡雅美プレミアム」を外来客への紹介を進めるため、コンシェルジュスタッフに対する情報提供及びモニター事業を企画実施する。

また、台湾・香港で利用者の多い訪日観光情報サイト「樂吃購（ラーチーゴー）！日本」に高岡市の記事を掲載し、ものづくりを中心とした地域資源の魅力を発信する。記事は専門スタッフが企画・構成を含めて制作を管理し、質の高い内容とすることで、両市場への効果的なリーチと誘客促進を図る。

(3) 台湾市場に向けた連携プロモーション事業

令和7年度（6月事業補正）に氷見市及び射水市と連携して台湾国際旅遊博に出展しており、8年度も引き続きこの連携により台湾での商談会等を実施し、観光誘致を図る。なお、令和7年度の台湾国際旅遊博では中能登地域の3市町とも合同になった経過もあり、より広域的な連携としても検討する。

(4) 団体旅行誘致促進事業補助金による台湾からの観光誘致

団体旅行誘致促進事業補助金を活用して、台湾からの団体ツアーの実施に対する助成を行うことで、台湾からの団体ツアー誘致を図る。

4 観光に係る基盤事業の管理運営

(1) 新高岡駅観光交流センター運営事業（指定管理）

指定管理者として新高岡駅観光交流センターの管理運営を行う。観光情報及び地域情報の提供並びに工芸品等の展示及び販売事業のほか、令和6年度に実施したりリニューアルに伴って新たに受託することとなった路線バスのチケット発券業務等を確実に実施し、高岡市の玄関口としての施設運営に努めていく。

また、コインロッカーの管理運営、会議室の貸出等の利用者利便を図る。

(2) 観光案内所運営事業（高岡駅・雨晴駅）

高岡駅観光案内所及び雨晴駅観光案内所の運営を行う。

(3) 観光ボランティアガイドに関する事業

観光ボランティアガイドグループによる観光案内の実施に関して、各グループとの連絡調整等の役割を担っていく

① 養成・研修事業

観光ボランティアガイドの養成講座の開催等を通じてボランティアの育成を図る。

② 観光ボランティアガイド活躍促進事業

週末を中心に観光ボランティアガイドグループが高岡駅に一定時間常駐して、旅行者のニーズに応じたガイドを行う事業を行う。

(4) 観光関係団体研修事業

観光事業者研修会や高岡観光案内人研修など、観光にかかわる人材、団体の研修事業を実施する。

(5) 観光関連施設管理

観光関係施設の管理を行う。

（二上山平和の鐘・平和観音像、電気自動車充電設備）

5 観光イベントに関する事業

(1) 桜まつり事業【拡充】

高岡市においては高岡古城公園の魅力発信を図り、また、史跡としての高岡城跡の歴史的・文化的な魅力を磨き上げ、国内外へ発信することとされた。

協会においては、これまで桜の開花期に「桜まつり」としてぼんぼり飾り等を行ってきたところであるが、これを拡充するとともに、その関連事業としてライトアップを行い、また、フォトコンテストや写真撮影講座を実施していく。

なお、ライトアップ並びに写真関係事業については、写真家のイナガキヤスト氏の監修、講師及び審査等の全面的な協力を得ることとしている。

○桜まつり実施 令和8年4月1日(水)～12日(日)

(2) 各観光イベントに対する支援協力

高岡市の主な祭り、イベントに対するPRを行い、また、運営への協力を行う。

瑞龍寺ライトアップ／高岡御車山祭／伏木曳山祭／戸出七夕まつり／高岡七夕まつり／高岡万葉まつり／中田かかし祭／福岡町つくりもんまつり／日本海高岡なべ祭り 等

- (3) イベント関連旅行商品の販売
高岡御車山祭勢揃式観覧席の販売

Ⅱ 収益目的事業 〈一部の内容は公益目的事業の内容と重複〉

1 観光関連施設の管理事業

新高岡駅観光交流センターにおける観光客の利便施設等の運用による収益事業
コインロッカー管理／受託によるバスチケット発券／貸会議室 等

2 旅行商品の開発販売

(1) 旅行商品の販売

旅行業法に基づく旅行商品の販売を行う。販売にあたっては、新高岡駅観光交流センター、高岡駅観光案内所のほか、市内関係施設の協力を得ていく。また、旅行予約サイトを通じた販売についても、効果検証を行いながら引き続き実施していく。

高岡市内観光施設共通クーポン

高岡まちなか1日フリーきっぷ／高岡ワイド1日フリーきっぷ

高岡雅美／すずがみ作り体験

高岡彩食

勝興寺ならではプラン

高岡御車山祭観覧席販売

(2) 新たな旅行商品の企画検討

3 物産販売事業

- 新高岡駅での工芸品の展示販売事業（MONONO-FU）・自動販売機・カプセルトイ 等
- 観光絵葉書及び名刺台紙の販売

Ⅲ 法人会計事業

公益社団法人としての必要な機関の運営等を確実にを行い、業務を執行していく。

- (1) 社員(会員)及び社員総会に関すること
- (2) 理事及び監事並びに理事会に関すること
- (3) 事務局による業務の執行管理と運営